

一般財団法人
日本助産評価機構

JIME



2025年度 千里金蘭大学
学士課程における助産師教育課程評価
評価報告書

はじめに

一般財団法人日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）は、公益社団法人日本助産師会、公益社団法人全国助産師教育協議会、一般社団法人日本助産学会の3団体の発起により、2007（平成19）年1月17日に成立しました。本機構は、当初、特定非営利活動法人として発足しましたが、さらなる評価事業の拡大を目指し、2014（平成26）年に一般財団法人日本助産評価機構を設立しました。助産専門職大学院の認証評価機関としては、2008（平成20）年4月8日付けで文部科学大臣より認証を受けています。

本機構は、日本の助産教育機関における教育水準の維持及び向上を図ると共に、当該助産教育機関の個性的で多様な教育の発展に資するため、助産教育機関の評価を実施しています。評価結果を公表することで、助産教育機関が広く社会の評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて自らその教育について改善・発展することを促し、助産師教育活動の質を向上させることを目的としています。

専門分野別評価は国際的潮流になっており、日本においても国際社会の一員として必要不可欠なものとなりつつあります。国際助産師連盟は、助産師教育の世界基準（2019）を定め、質の高い、エビデンスに基づく医療サービスを女性、新生児、家族に提供するために、十分に資格がある助産師を育成することによって、世界中の助産師を強化することにつながると謳っています。

日本における助産師教育は多様な形態をとり、法令により受審義務がある助産教育機関は一部に限られています。公正・中立な第三者機関による専門的・客観的立場からの評価を受けることは、よりよい教育を実施・評価・改善していくという好循環をつくり出します。

本年度、助産教育機関の受審申請を受け、第三者評価を実施することができ、評価結果をここに公表することにより一層、社会のニーズに沿った助産師教育の改善や質の向上に資する責任を果たすことができると確信します。

最後になりましたが、2025（令和7）年度の評価事業にご協力を賜りました評価員の皆様はじめ関係各位に、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

2026（令和8）年3月31日
一般財団法人日本助産評価機構
理事長 堀内 成子

目 次

はじめに

I 評価の概要.....	1
II 千里金蘭大学に対する評価結果.....	9
1. 評価結果.....	9
2. 総評.....	9
3. 長所および改善を要する点のまとめ.....	11
4. 学士課程における助産師教育課程の各評価基準における評価結果.....	14
第1章 教育の理念・目的.....	14
第2章 教育課程.....	16
第3章 志願者選抜.....	27
第4章 学生への支援体制.....	30
第5章 教員組織.....	34
第6章 施設、設備および図書館等.....	37
第7章 点検・評価.....	39
千里金蘭大学に対する評価スケジュール.....	41
千里金蘭大学 提出資料一覧.....	42
資料	
2025（令和7）年度学士課程における助産師教育課程評価関連 委員会等名簿.....	44

Ⅰ 評価の概要

1 日本助産評価機構の沿革

日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）は、2006（平成18）年8月に教育及び助産実践の第三者評価に関する事業を行うことで、教育及び助産実践の質の向上と利用者の選択の利便を支援し、その成果を助産教育機関・実践助産師・一般市民に情報開示し、社会における助産サービスの質がより一層向上し、ひいては母子の保健・福祉の向上に寄与することを目的として、社団法人日本助産師会、全国助産師教育協議会、日本助産学会の3団体の発起により設立され、2007（平成19）年1月17日に成立した特定非営利活動法人です。

前出の3団体では、それぞれが助産実践に深く関わる専門職教育の評価システムの観点から、具体的な評価のあり方について調査・研究を行っておりました。その結果、様々な教育課程に適応できる多面的な評価システムを構築し、各教育機関の規模や多様性に対応でき、柔軟かつ弾力的な評価システムに基づく、助産教育の第三者評価が必要であるとの見解から、様々な助産教育評価に係る活動も行っておりました。

本機構は、助産専門職大学院の認証評価機関となるべく組織体制づくりや評価基準の検討を重ね、2007（平成19）年12月に文部科学大臣に助産専門職大学院の認証評価機関として申請し、2008（平成20）年4月8日付けで、認証評価機関として認証されました。その後、2009年（平成21）年に天使大学専門職大学院の認証評価を行いました。2010年（平成22）年より、実践施設として助産所の第三者評価を開始しました。さらなる評価事業の拡大をめざし、2014（平成26）年に一般財団法人日本助産評価機構を設立しました。2015（平成27）年に、助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）レベルⅢの個人認証を開始しました。

2 評価の特徴

本機構が実施する評価には、以下のような特徴があります。

- 1) 本機構が行う評価は、受審する助産教育機関の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として行います。
- 2) 本機構の評価には、助産教育機関の種類別に、以下の5種類があります。
 - ① 助産専門職大学院認証評価
 - ② 助産学大学院評価
 - ③ 学士課程における助産師教育課程評価
 - ④ 助産学専攻科／別科評価
 - ⑤ 専修学校／専門学校評価

- 3) 本機構の定める評価基準は、評価の種類別に、7章からなる「基準」及び、基準に係る細則・解釈・定義等の「解釈指針」で構成され、各教育機関で満たすことが必要と考えられる要件及び受審校の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を設定しています。
- 4) 評価方法については、本機構の定める評価基準に則した自己点検評価報告書に基づき、書面調査（自己点検評価報告書の分析）及び現地調査により実施します。
- 5) 評価結果については、評価基準に「適合している」、「適合していない」の2区分で判断します。評価基準に「適合している」と認めるには、各基準がすべて満たされていなければなりません。「適合していない」場合は、適合しない理由に対する改善報告書の提出を求めます。

3 評価手数料

評価手数料は、以下のとおりです。

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ① 助産専門職大学院認証評価手数料： | 1,500,000 円（消費税込） |
| ② 助産学大学院評価手数料： | 500,000 円（消費税込） |
| ③ 学士課程における助産師教育課程評価手数料： | 500,000 円（消費税込） |
| ④ 助産学専攻科／別科評価手数料： | 500,000 円（消費税込） |
| ⑤ 専修学校／専門学校評価手数料： | 500,000 円（消費税込） |

4 評価の組織体制

本機構の評価に係る組織体制は、認証評価評議会、評価委員会とその下に置かれる評価チーム、評価結果に対する受審校からの異議申し立ての採否を審議する異議審査委員会によって構成されています。

認証評価評議会は、本機構の理事会が選任した認証評価評議会評議員9名程度（助産教育に従事する教員3名、実践に従事する助産師3名、一般有識者3名）により構成され、評価基準の策定・変更等、評価事業の基本的事項決定のほか、評価報告書（原案）に対する受審校からの意見の申し立ての採否を決定し、必要があるときには評価報告書（原案）の修正を行います。

評価委員会は、認証評価評議会の選任した評価委員10名程度（評価委員は助産分野の専任教員、または助産実践に従事する助産師であることを原則とする）により構成され、調査報告書（案2）の検討、及び評価事業の実施に関する事項を決定します。

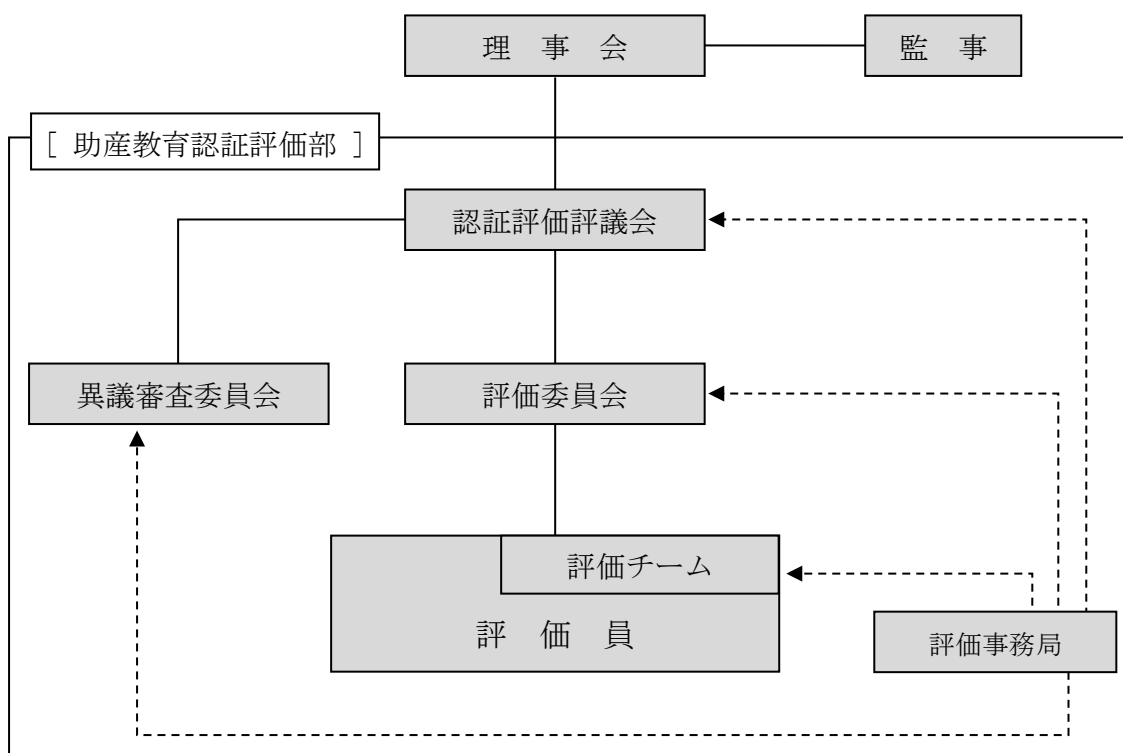
評価チームは、評価委員会が受審校毎に選任した評価員により構成され、構成人数は原

則として3名とし、2名は助産分野の専任教員とし、1名は助産師であって教育研究活動に識見を有する者あるいは助産領域の実践者とします。その内1名は主査とし、1名を副査とします。評価チームは、受審校の自己点検評価報告書その他の資料の書面調査を行い、調査報告書（案1）にまとめます。不明な点は質問事項として受審校に送付し、現地調査を実施します。その後、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成し、評価委員会に提出します。評価委員会を経て、評価報告書（原案）を作成し、認証評価評議会へ提出します。その後、認証評価評議会の承認を得て、最終的に評価報告書をまとめます。

異議審査委員会は、認証評価評議会の選任した異議審査委員5名で構成され、異議審査委員のうち3名は助産師教育機関助産分野の専任教員、実践に従事する助産師、有識者とし、2名は本機構の理事及び監事とします。異議審査委員会は、評価報告書に対し、受審校から出された異議の申し立てがなされた場合、その異議についての審査を付託され、異議審査の結果を認証評価評議会へ提出します。

事務局は、評価に係る事務を処理します。

評価のための組織体制図



5 評価のプロセスとスケジュール

本機構の評価は、教育機関の受審申請をもって評価を行います。概ね6ページに記載の「評価スケジュール」に準じて行います。

1) 受審校による自己点検評価報告書の作成

本機構の評価を受けようとする教育機関は、機構が要請する自己点検評価項目を中心に自己点検評価を実施し、その結果をまとめた自己点検評価報告書及び基礎データ表、添付資料を指定期日までに機構に提出します。

2) 書面調査

評価チームは、自己点検評価報告書を分析・検討し、その結果を調査報告書（案1）にまとめ、不明な点は質問事項として列挙します。受審校は質問事項への回答を機構に提出します。

3) 現地調査

原則として3名の評価員からなる評価チームが現地調査を行い、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成します。

4) 評価報告書（原案）の作成

評価委員会は、評価チームによる調査報告書（案2）、自己点検評価報告書、関連資料に基づき、評価を行います。その意見を受けて、評価チームは評価報告書（原案）を作成します。

5) 受審校による意見申立・異議申立

作成された評価報告書（原案）は、公表前に受審校に送付して意見を求めます。意見の申し立てがあれば、意見を検討し評価委員会として評価報告書に反映させます。

また、評価報告書の評価結果において、評価基準に適合していない旨の判定がなされた受審校は、「異議申立趣意書（様式14）」の提出により異議申し立てを行うことができます。提出された異議申し立ては、異議審査委員会で審査されます。

6) 評価結果の公表

評価結果は、受審校から評価報告書（原案）について意見の申し立てがなかったとき、もしくは、意見の申し立てや異議申し立てがなされた場合、それに関する本機構が別途定める手続が終了したとき、評価評議会により確定します。確定した評価報告書は、受審校に送付すると共に、社会に対して公表します。

7) 年次報告書の提出

本機構の評価により適合認定を受けた受審校は、認証期間の5年間、教育活動等に関する重要事項（教員組織、収容定員／選抜定員及び在籍者数、教育課程及び教育方法、

卒業生／修了生の進路及び活動状況等、機構が指定した事項) についての年次報告書(様式 10) を機構に提出することになります。評価結果において、「改善勧告」及び「改善を要する点」が付されていた場合は、その取り組み状況も記載します。

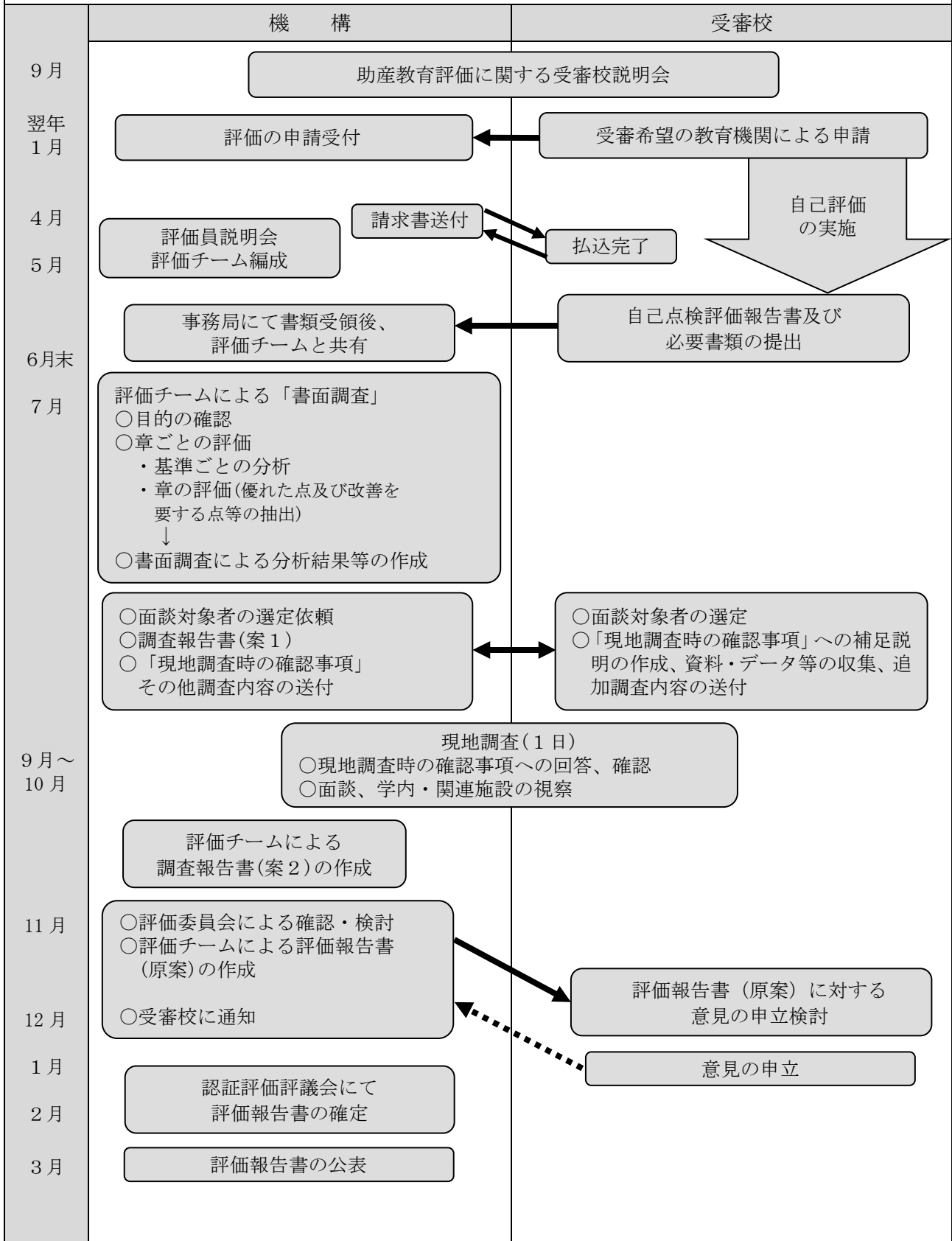
また、受審校は評価を受けた後、次の評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知することになります。機構は、通知等によって変更に係る事項について把握したときは、受審校の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じます。

8) 認定更新のための評価受審

本機構の評価では、すべての評価基準に適合している受審校に対し 5 年間の適合認定を与えます。適合認定の更新のためには、5 年ごとの受審が必要です。

評価スケジュール

※原則として下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



6 評価基準と評価項目

1) 評価基準の性質および機能

- ① 評価基準は、学校教育法に規定する大学評価基準、もしくは保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条即ち助産師学校養成所指定基準に基づいて策定されたものです。
- ② 評価基準は、公益社団法人日本助産師会の「助産師の声明・綱領」に定める助産師の理念に基づき、ICMの「ICM助産実践に必須のコンピテンシー」、および「助産師教育の世界基準」を参考にし、正常な出産の支援、女性のライフステージに応じた健康支援、家族を含めた地域母子保健活動を自立して実践し、これらの活動を行うための管理調整ができる高度な助産教育活動等を評価するために策定されたものです。
- ③ この評価基準は、設置基準等を踏まえて、助産教育機関の教育活動等が評価基準に適合している旨の適格認定を本機構が行う際に、助産教育機関の助産教育に必要と考える要件および当該受審校の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定めたものです。

2) 評価基準の表現方法

評価基準の表現方法は、その内容により、次の2つに分類されます。

- ① 定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例「・・・であること。」「・・・されていること。」等
- ② 少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
努力義務を指す。
例「・・・に努めていること。」等

3) 解釈指針の表現方法

解釈指針は各基準に関する規則、ならびに各基準に係る説明、及び例示を規定したものであり、その内容により、次の3つに分類されます。

- ① 定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例「・・・であること。」「・・・されていること。」等
- ② 少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
例「・・・に努めていること。」等
- ③ 定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。
例「・・・が望ましい。」等

4) 適合認定

- ① 適合認定は、本機構による評価の結果、受審校が評価基準に適合していると認められた場合に与えられます。認定期間は、評価受審の翌年4月から5年間です。
- ② 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければ

ばなりません。

- ③ 各基準を満たすためには、3) 解釈指針の表現方法の①及び②が満たされていなければなりません。

7 評価結果の構成

受審校に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 各評価基準における評価結果」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、受審校が評価基準に適合しているか否かを記します。

「Ⅱ 総評」には、受審校の理念・目的ならびに教育目標とその明示、周知方法、教育目標の検証、受審校の優れた点及び改善を要する点を評価基準の章ごとに記します。

「Ⅲ 各評価基準における評価結果」は、「評価基準」のそれぞれに対する「根拠」、「評価結果」、「長所」及び「改善を要する点等」で構成されています。

「根拠」は、各評価基準に対する評価の根拠になる事実を記します。

「評価結果」は、適合しているか否かを記します。

「長所」は、評価基準を満たし、他の助産教育機関の手本になるような優れた点を示します。

「改善を要する点」は、評価基準に対して、最低限必要な水準には到達しているが、より一層改善努力を促すために提示するものです。

8 認定証及び認定マーク

評価の結果、本機構の評価基準に適合していると認定された助産教育機関には認定証が交付されます。認定機関が明記された認定マークも発行されます。この認定マークを学校案内やパンフレットなどの刊行物やホームページに掲載することで、常に自己点検評価に取り組んでいること、そして社会に対して助産教育の質を保証していることの象徴となることを目指しています。



II 千里金蘭大学に対する評価結果

1. 評価結果

千里金蘭大学看護学部看護学科は、一般財団法人日本助産評価機構が定める学士課程における助産師教育課程評価基準に適合していると認定する。

2. 総評

第1章 教育の理念・目的

教育目的は、豊かな人間性と倫理観を有し、基本的な助産実践能力を備えた助産師を育成することである。教育目標は、①医療人としてのプロフェッショナルな意識を基盤とし助産師のアイデンティティを育成する、②母子とその家族に対して豊かな人間性と倫理的感応力に基づいた支援が行える能力を育成する、③正常なマタニティサイクルにおいて助産ケアが行えるための基本的な助産診断・技術力を育成する、④女性の一生涯を通じ Quality of life を高める基本的な健康診断が行える能力を育成する、⑤社会の発展のために助産師として積極的に貢献しようとする意志を養う、の5つである。

カリキュラム・ポリシーには、①助産学に関する基本的な知識や周産期医学の専門的知識を基盤に、助産実践力を育成するための科目を設けている、②基盤となる助産学では助産の概念や意義、助産師の倫理や社会における責務を学び、自らの思考過程の核に助産というパラダイムを構築させる、③助産学実習では、自然性を尊重できる感性が養え、妊娠から分娩、産褥までに必要な助産診断、助産技術が統合して学べるような教育内容を設ける、④助産師として地域の保健・医療に貢献する意欲を高めるような内容を設けている、を示し、教育課程を構築している。

上記の教育目的や教育目標は広く公表され、助産師教育課程の履修学生に充分理解されており、卒業生は助産師教育課程での学びが就職後に活かされていることや、日々の助産師活動を継続する源泉となっていると実感していることから、教育の目的は達成されていると評価できる。

第2章 教育課程

保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた31単位の教育内容を、学士課程2年次後期から4年次にかけて展開している。助産師教育課程の学内選抜は2年次年度末の3月に実施されるが、学内選抜前の2年次後期に「助産学概論」を助産師教育課程選択希望者に開講している。3年次前期は看護系科目の履修を優先することから、「周産期医学I」「周産期医学II」を配置し、他の助産師課程の科目は3年次後期からの開講となっている。

7名の学生定員数に対し6名の教員が配置され、科目概要に合わせた教員数での教育が可能な体制となっている。教員は母性看護学科目も担当しているため、母性看護学科目と助産

学関連科目との連続性や連携を図る工夫が可能であり、効果的な履修ができるよう配慮している。助産学実習の指導に当たる者は、教員、実習指導者ともに高度な実践力を有する者が担当している。また基本的には、実習において終日教員が同行する体制をとっており、実習施設との連携のもとで指導体制を構築している。

授業時間外の学習時間を確保するために、時間割を工夫し、学生が計画性を持って学習に取り組めるよう配慮している。また、分娩介助の練習のために、授業時間外に実習室を解放し、学生が自己練習時間を確保できるようにしている。

成績評価は、評価基準を学生ハンドブックに記載されており、入学時のオリエンテーションの際から周知している。助産学関連科目のシラバスには、単位認定基準を明記し、初回授業でも説明している。成績判定は母性看護学・助産学領域会議（月1回定例開催）において審議した後に決定している。

加えて、教学センターにおいて科目ごとの採点分布データを出し、必要に応じて試験の難易度や成績評価の適切性を検討し、学生による評価も適切に活用しながら、教育課程の改善に取り組んでいる。

第3章 志願者選抜

助産師教育課程の学内選抜は2年次年度末の3月に実施される。学内選抜試験の選考方法は、毎年まず領域内で検討し、看護学部教授会にて審議、決定している。選抜試験の結果も同様の順番で判定、審議、決定している。選抜における得点の配分は実施要領に明示されており、アドミッション・ポリシーに照らして妥当な人材の選抜か否かを客観的に理解することができる。試験の結果は得点化され、上位の者から順に合格としており、判定は明快である。

試験の実施にあたっては、学部長、母性看護学・助産学領域、教学センターにより実施本部が組織され、実施要領・監督要領に基づき厳正に実施されている。

志願者に対しては、大学のホームページに助産師教育課程の理念・教育目的を掲載し、公表している。また、入学前より大学案内、進学説明会、オープンキャンパスにより助産師の教育課程は選抜であることを説明している。具体的な選抜方法については2年次進級時にガイダンスを実施している。その結果、定員7名の学生は安定的に確保されている。

第4章 学生への支援体制

助産師教育課程の担当教員は、学修効果の向上を図るために、細やかな指導体制を組んでいる学修・キャリア総合支援センター委員会のアカデミック・アドバイザー制度や、看護師が常駐する健康管理室などにおいて、組織的に学生を支援し、その体制や支援できる内容については、オリエンテーションなどを通じて学生に周知されている。

経済的支援として、学内の学業成績優秀者奨学金（給付型）に加えて、学外の奨学金（給付型、貸与型）制度、教育ローン等、多様な制度が活用できる。

第5章 教員組織

助産師教育課程を担当する教員は6名（全員が母性看護学を担当、うち1名は看護学研究科を兼任）で、7名の学生の実習を担当しており、教員数は充実している。また、教員の全てが臨床経験豊富な50歳代以上であり、各教員のキャリアを活かした科目担当を行い、実践的な教育や学生支援に活かされている。一方で、教員構成の年齢的偏りがあることで、定年・昇進等の時期の重複の可能性があり、組織的な検討を要する課題である。

第6章 施設、設備および図書館等

学生数に対し、必要で十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設及び備品が備えられている。また備品は定期的に購入・更新されている。

大学の付属図書館の開館時間は平日9時から19時10分、土曜日は10時から16時までであり、十分な年間開館日数が確保されている。また、国家試験前など、学生の要望に応じて時間を延長するなど柔軟な対応を行っている。蔵書も多く、ラーニングコモンズ等の設備も整っている。

第7章 点検・評価

毎年、助産師教育課程の教育内容・方法、学習成果、教育支援体制などについて自己点検・評価を実施しており、その結果を「年次報告書」として日本助産評価機構に提出している。また、自己点検・評価の結果は、ホームページ（情報公開ページ）に広く公表されている。

日本助産評価機構による「学士課程における助産師教育課程認証評価」は、継続して3回の受審であり、助産師教育課程の水準維持と改善への不断の取り組みが行われている。

3. 長所および改善を要する点のまとめ

<長所>

- 1) 卒業生や在学生在が助産師教育課程での学びが充実していることや、学んだ内容が就職後に活かされていることを認識しており、助産師国家試験合格率100%が維持され、助産師教育課程を履修した卒業生全員が助産師として就職している点は、受審校の教育成果が十分に上がっていることを示すものと評価できる。（基準1-1-3）
- 2) 看護師教育課程と助産師教育課程の重複による相互補完によって助産師教育課程の単位数を減じることなく、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた全31単位の教育内容が、学士課程における助産師教育課程の科目として配置されている。（基

準 2-1-1)

- 3) 「実習学生のプロフィール表」や「自己目標設定シート」、「自己成長プロセス記録」などを活用して学生の個々の能力レベルを把握した上で個別に指導できる体制が整えられている。また段階に応じて学生の到達度を評価し、教員と実習施設の指導者が密に連携しながら学生個々の能力レベルに応じた指導を実践している点は評価できる。(基準 2-3-2)
- 4) 助産学実習では、各教員は1~2名の学生に対して、実習での課題や到達度、心身の状態等に配慮しながら丁寧に指導に当たっている。臨地実習指導者や教員間でも、随時実習の状況が共有されている。加えて、他の看護学部教員がアカデミック・アドバイザーとなっており、学生は助産師教育課程の担当教員以外からも助言や指導を受けることができる。学生は、大学のウェブ掲示板で教員のオフィスアワーを確認し、必要に応じて相談の機会を持つことが可能である。オフィスアワー以外も学生の求めに応じて、教員に連絡を取り、学習相談や助言が行われている。学生個々に対して、履修に専念できるように細やかな指導、相談体制がとられている。(基準 4-1-1)
- 5) 助産師教育課程の水準の維持向上を図るため、自己点検評価に加え、助産師教育課程の外部評価を継続して受審しようとする姿勢は高く評価できる。(基準 7-1-1)

<改善を要する点>

- 1) シラバスに成績評定の合格基準が記載されている科目と記載されていない科目がある。また「授業への参加」が成績評価の項目に入っている科目があり、改善を要する。(基準 2-1-2)
- 2) 分娩介助例数が学生間で差が生じていることや、継続事例実習や産後ケアおよび子育て支援事業の見学実習での乳児健康診査や家庭訪問を未経験の学生がいることから、学生間で実習の機会に差が生じないような工夫が望まれる。(基準 2-3-1)
- 3) 今後の出生数の動向を踏まえ、実習目標を達成できるように実習施設の更なる確保や学生数の配置の工夫をすることが望まれる。(基準 2-3-4)
- 4) 教育上必要な教員数は配置されているが、助産師教育課程のカリキュラムが過密であり、実習延長等による時間外の対応も求められていることから、教員の勤務時間や時間外労働の調整、研究時間の確保などを考慮し、中長期的視点で教員増員の検討が望

まれる。(基準 5-1-1)

- 5) 教員の年齢は、2 名が 60 歳代、4 名が 50 歳代と偏りがあることから、今後の教員採用や昇任に関しては、長期的な視野に立って助産師教育課程の教育の質の維持・向上のために、計画的かつ組織的な取り組みが必要である。(基準 5-1-3)

<改善勧告>

なし

4. 学士課程における助産師教育課程の各評価基準における評価結果

第1章 教育の理念・目的

1-1 助産師教育課程の理念・教育目的

基準 1-1-1

助産師教育課程においては、大学の理念にしたがって、教育目的や教育目標を定め、整合性のある卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー）を制定し、教育課程に反映していること。

<評価結果の根拠・分析>

大学の教育理念及び教育目的（学則第1条）、看護学部の人材養成の目的（学則第3条）に基づき、助産師教育課程の教育目的・教育目標を定め、これらと整合する3つのポリシーを定め、大学ホームページなどの媒体を用いて学内外に公表している。

助産師教育課程の教育目的である「豊かな人間性と倫理観を有し、基本的な助産実践能力を備えた助産師を育成する」を達成するため、医療人としてのプロフェッショナルな意識を基盤とし助産師のアイデンティティを育成する、母子とその家族に対して豊かな人間性と倫理的感応力に基づいた支援が行える能力を育成する、正常なマタニティサイクルにおいて助産ケアが行えるための基本的な助産診断技術力を育成する、女性の一生涯を通じ quality of life を高める基本的な健康支援が行える能力を育成する、社会の発展のために助産師として積極的に貢献しようとする意志を養うという5つの教育目標を掲げ、これらに基づいてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。

教育課程は、ディプロマ・ポリシーを達成できるよう、カリキュラム・ポリシーの①助産学に関する基本的な知識や周産期医学の専門的知識を基盤に、助産実践力を育成するための科目を設けている、②基盤となる助産学では助産の概念や意義、助産師の倫理や社会における責務を学び、自らの思考過程の核に助産というパラダイムを構築させる、③助産学実習では、自然性を尊重できる感性が養え、妊娠から分娩、産褥までに必要な助産診断、助産技術が統合して学べるような教育内容を設ける、④助産師として地域の保健・医療に貢献する意欲を高めるような教育内容を設ける、を反映した教育内容で構成されている。

根拠：

【資料 16-1-1】千里金蘭大学ホームページ記載の3ポリシー

【資料 16-1-2】教育課程と指定規則との対比表

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 1-1-2

助産師教育課程においては、その理念・教育目的を学内に周知し、学外に公表していること。

<評価結果の根拠・分析>

新2年次生対象の進級ガイダンス、「助産師課程選択者選抜試験説明会」において説明し、周知するとともに、学外に対しては、大学、学部、助産師教育課程の教育理念、教育目的、教育目標を大学ホームページに掲載して公表している。

根拠：

【資料 1】 2025（令和 7）年度学生ハンドブック pp.75～78

【資料 16-1-1】 千里金蘭大学ホームページ記載の 3 ポリシー

【追加提出資料 No.②】 千里金蘭大学ホームページ 情報公開 専門分野別認証評価

<https://www.kinran.ac.jp/campus/hyouka.html>

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 1-1-3

助産師教育課程においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていること。

<評価結果の根拠・分析>

教育目的に沿って、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた 31 単位を減じることなく実施し、前回の認証評価受審以降も、2021（令和 3）年度 7 名、2022（令和 4）年度 7 名、2023（令和 5）年度 6 名、2024（令和 6）年度 7 名がディプロマ・ポリシーを達成して卒業し、助産師として就業している。また、いずれの年度でも助産師国家試験合格率 100%を達成するなど、その教育の成果を上げている。

在学生、卒業生のインタビューにおいても助産師教育課程での学びとして、母子や家族を尊重し、信頼関係を築き、そのニーズに倫理的に応答しようとする姿勢や、助産師の専門性に誇りをもち自立した医療人として責任と役割を果たそうとする姿勢が身についたことが語られ、助産師としてのアイデンティティが形成されていることが語りの内容から把握できた。

以上より、教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていると判断できる。

根拠：

【調書 2 表 3-②】 卒業生国家試験受験状況・卒業生の進路状況

【資料 16-1-3】 卒業生の就職先

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

卒業生や在学生在が助産師教育課程での学びが充実していることや、学んだ内容が就職後に活かされていることを認識しており、助産師国家試験合格率 100%が維持され、助産師教育課程を履修した卒業生全員が助産師として就職している点は、受審校の教育成果が十分に上がっていることを示すものと評価できる。

第 2 章 教育課程

2-1 教育内容

基準 2-1-1

教育内容は指定規則をもとに助産実践に必要な授業科目が配置され、授業科目の内容がそれぞれの科目にふさわしいものとなっていること。カリキュラム・ポリシーに基づいて教育内容を構成していること。

<評価結果の根拠・分析>

看護師教育課程と助産師教育課程の重複による相互補完によって助産師教育課程の単位数を減じることなく、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた 31 単位すべてを、助産基礎的科目 10 単位、助産実践的科目 21 単位として、カリキュラム・ポリシーに基づいて配置している。各授業科目の内容もそれぞれの科目にふさわしい内容で構成されている。

根拠：

【資料 3-1】 シラバス

【資料 16-1-2】 教育課程と指定規則との対比表

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

看護師教育課程と助産師教育課程の重複による相互補完によって助産師教育課程の単位数を減じることなく、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた全 31 単位の教育内容が、学士課程における助産師教育課程の科目として配置されている。

基準 2-1-2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されていること。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件、到達レベル、成績評定基準等について、シラバスを通じてあらかじめ明示されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産師教育課程の科目はすべて必修科目とされている。科目は「助産基礎的科目」と「助産実践的科目」の 2 系統に分け、「助産基礎的科目」を学んだ後に「助産実践的科目」を学ぶよう段階的に配置されている。「助産学概論」は、学生が助産学や助産師について理解した上で助産師教育課程の選択を決定できるようにすることを目的として、2 年次後期、助産師教育課程履修者の選抜試験実施前に、看護学部の全学生が履修できる選択科目として配置されている。「母性看護対象論」と「助産学概論」が 2 年次後期の同時期に開講されている点については母性看護学の講義部分を先行して学習した上で「助産学概論」を学べるよう展開し、カリキュラム・ポリシーに沿った教育が実施できるよう工夫がなされている。

授業の内容や方法、履修要件、到達レベル、成績評定基準についてはシラバスに明示され、選抜試験合格者対象の 3 年次進級オリエンテーションや 3 年次後期集中講義前オリエンテーション、4 年次進級オリエンテーション、助産学実習前オリエンテーションで説明されている。

根拠：

【調書 2】開講授業科目一覧

【資料 3-1】シラバス

【資料 4-1】助産科目年間スケジュール

【資料 16-2-1】オリエンテーション資料

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

シラバスに成績評定の合格基準が記載されている科目と記載されていない科目がある。

また「授業への参加」が成績評価の項目に入っている科目があり、改善を要する。

基準 2-1-3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条および保健師助産師看護師学校養成所指定規則の規定に照らして適切であること。

<評価結果の根拠・分析>

すべての科目が 1 単位 15 時間から 45 時間の範囲で設定されており、集中講義で開講される科目についても 1 単位 45 時間の学修を要する内容をこなせるよう開講スケジュールに工夫がなされており、大学設置基準第 21 条から第 23 条および保健師助産師看護師学校養成所指定規則の規定に照らして、適切に、各授業科目の単位数に対する授業時間数が設定されている。

根拠：

【資料 3-1】 シラバス

【資料 4-2】 助産科目時間割

<評価結果>

評価基準に適合している。

2-2 教育方法

基準 2-2-1

助産師教育課程においては、講義・演習・実習または質疑応答・討議その他の方法による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

<評価結果の根拠・分析>

3 年次と 4 年次の各学年 7 名、計 14 名の学生に対して 6 名の専任教員が配置され、科目概要に合わせた教育ができるよう複数の教員で教育に当たるなど密度の高い教育が実施できる体制が整えられている。また、保健指導案の作成、ロールプレイ、分娩介助などの演習では学生 2 名から 3 名でグループを構成し、グループごとに担当教員を決めて教員との密な関わりの中で学修できるような工夫がなされている。そのほか、ディスカッションやディベート、グループワークを組み入れるなど、双方向的・多方向的な密度の高い教育が実施で

きるよう工夫されている。

これらの密度の高い教育を行うために、助産師課程の科目では、不合格になった場合に卒業時期を延期して科目を再履修することはできないという制限を設け、千里金蘭大学が助産師課程の規模として定めている1学年7名の規模が維持されている。助産師教育課程科目の再履修について制限を設けることで、履修学生数が定員枠を超えないようにし、学生数が適切な規模に維持できるよう工夫されている。

根拠：

【調書2表9】志願者・合格者・入学者数の推移

【資料1】学生ハンドブック p.76

【資料16-2-2】令和元年度より取り入れた資格取得 NCPR (B) (A)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-2-2

助産師教育課程における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
- (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられ、シラバス等に明示されていること。

<評価結果の根拠・分析>

母性看護学での学修を充実させ助産師教育課程の授業にスムーズに移行できるように、母性看護学の学修の到達度を上げ、学ぶべき学修内容の“積み残し”を生じさせないようにしている。具体的には、アセスメントガイドの使用やペーパーペイシエントを用いた看護診断の演習を実施して母性看護学で求められるアセスメントが確実にできるように促すこと、「母性看護援助論演習」は小グループで演習を実施し、観察技術の修得を促すこと、母性看護学実習前に「事前学習課題」を課し、既習科目の内容を復習した上で実習に臨めるようにするなどの工夫をしている。

助産師教育課程の演習では2名から3名の少人数でグループを編成し、保健指導案作成やロールプレイを通じて、他者と協働して学べるよう工夫している。

授業時間外の学修時間を確保するために時間割を工夫している。集中講義期間中であっても、授業と授業の間には半日以上「空き時間」を確保し、授業時間外の学修ができるように配慮している。

また、学生が自由に授業時間外に分娩介助の練習ができるよう実習室を解放したり、学生

が待ち時間なく自己学習ができるよう十分な備品数を準備したりするなど配慮している。施設の開放時間は開門 8:00～最終退出時間 21:00 が基本である。学生の課題状況を見ながら、図書館司書の判断で柔軟に 21:00 以降の延長を認めることもある。

根拠：

【調書 2 表 21】教育研究の機器・備品の数

【資料 3-1】シラバス

【資料 4-1】助産科目年間スケジュール

【資料 4-2】助産科目時間割

【資料 16-2-3】母性看護学実習要項

<評価結果>

評価基準に適合している。

2-3 実習指導体制

基準 2-3-1

臨地実習科目の履修については、助産師教育課程の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

<評価結果の根拠・分析>

実習は「助産学実習」1科目 11単位が配置され、その内訳は以下の通りである。

(ア) 1単位：助産所の助産管理、大阪府助産師会の産後ケアと子育て支援事業見学

(イ) 4単位：「病院実習（前半）」分娩介助と周産期の助産ケアの学習

(ウ) 4単位：「病院実習（後半）」分娩介助実習

(エ) 2単位：「継続事例実習」妊娠期から産後1ヶ月までの受け持ち実習

実習内容は実習要項に具体的に示されており、11単位の実習目標のほかに、分娩介助例数に応じた到達度の目安が示され、実習評価表も実習要項中に示されるなど、学生自身が主体的に実習に取り組めるよう具体的な提示の工夫がなされている。

令和6年度の実習内容ごとの平均例数は、妊娠期の診断とケア 11.0例（9～12例）、分娩期の診断とケア 17.6例（11～26例）、分娩介助例数（直接介助）10.8例（9～13例）、分娩の間接介助 3.7例（3～5例）、出生直後の新生児の診断とケア 3.5例（1～6例）、産褥期の診断とケア 7.0例（3～13例）、新生児の診断とケア 4.3例（2～12例）、継続事例 1.2例（1～2例）、乳児健康診査 0.8例（0～1例）、家庭訪問 0.3例（0～1例）であった。

根拠：

【調書 2 表 5】実習内容一覧

【資料 3-2】看護学部実習要綱

【資料 3-3】助産学実習要綱（助産学実習記録 分娩期）

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

分娩介助例数が学生間で差が生じていることや、継続事例実習や産後ケアおよび子育て支援事業の見学実習での乳児健康診査や家庭訪問を未経験の学生がいることから、学生間で実習の機会に差が生じないような工夫が望まれる。

基準 2-3-2

臨地実習科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

<評価結果の根拠・分析>

3 年次から開講されている助産師教育課程科目での密な関わりを通して学生の能力レベルの把握を行い、その状況を踏まえて 4 年次の 4 月から 5 月に実習配置を決定している。また、学生自身が自己紹介やどのような学びをしたいかを記載した「実習学生のプロフィール帳」を作成し、実習開始時に実習指導者が、個々の学生の理解を深めて指導できるような仕組みがつけられていたり、3 年次の看護学の領域別実習時に学生自身が記載した「自己目標設定シート」や「自己成長のプロセス記録」などを活用したりするなど、学生個々の到達度や課題を把握した上で個別指導をしている。

分娩介助 10 例を 3 段階に区分けした段階別到達度を明示し、これに基づいて学生の到達状況を客観的に把握し、課題を確認しながら具体的な指導方法を施設側とすりあわせている。実習期間中に複数回の小括の機会を設け、学生、担当教員、病棟師長、指導者、学内教員が参加し、到達度と課題を明らかにするようしており、学生個々の能力レベルに応じた指導ができる体制が配慮されている。

根拠：

【資料 16-2-4】分娩介助実習の到達度の考え方

【資料 16-5-5】実習学生プロフィール帳

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

「実習学生のプロフィール表」や「自己目標設定シート」、「自己成長プロセス記録」などを活用して学生の個々の能力レベルを把握した上で個別に指導できる体制が整えられている。また段階に応じて学生の到達度を評価し、教員と実習施設の指導者が密に連携しながら学生個々の能力レベルに応じた指導を実践している点は評価できる。

基準 2-3-3

助産師教育課程は、臨地実習を履修する実習施設に、助産師教育課程の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する実習指導者が配置されていること。

<評価結果の根拠・分析>

病院、助産所の双方において、十分な指導ができる実践力を担保された助産師1名から2名が実習指導者として指導にあたっている。

根拠：

【調書2表6】実習科目別実習施設一覧

【調書2表7】実習施設別概要：設備及び備品の整備等

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

<評価結果の根拠・分析>

助産学実習全11週間に、学生7名に対して8施設を実習施設として確保している。施設の分娩件数に応じて配置学生数が調整されており、学生が均等に10例の分娩介助ができるように、実習施設の規模に応じた学生数が配置されている。

しかしながら、近年の出生数の減少やハイリスク妊産婦の増加、実習時間の制限、実習費の高騰などの影響により、実習期間内の分娩介助10例を確保することは厳しくなっている。学生の平均分娩介助数は2024年度は10.8例であった。

現在の実習施設では、受け入れ学生数の増加や実習期間の延長など、調整が難しい状況にあるため、今後の出生数の動向を踏まえ、実習施設の更なる開拓が課題となっている。

根拠：

【調書 2 表 7】 実習施設別概要：設備及び備品の整備等

【資料 16-2-6】 助産学実習計画表

【資料 16-2-7】 2024 年助産学実習総括

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

今後の出生数の動向を踏まえ、実習目標を達成できるように実習施設の更なる確保や学生数の配置の工夫をすることが望まれる。

基準 2-3-5

助産師教育課程では、実習施設および実習指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

<評価結果の根拠・分析>

実習開始前 3 ヶ月以内の実習打ち合わせ会議や実習終了後の実習総括会議を開催し、実習の到達度に対する実習施設との意見交換を行うなど、実習施設と連携しながら実習の質向上のためのしゅきみが整えられている。

実習指導者は、アドバンス助産師の認証をはじめ、様々な Off the Job Training に参加し自己研鑽に努めている者に依頼している。大学では臨床実習指導者に対してリカレント教育研修を開催しているほか、全国助産師教育協議会が開催する臨床指導者研修などの情報も提供し、連携して実習内容の質向上に努めている。

根拠：

【調書 2 表 7】 実習施設別概要：設備及び備品の整備等

【資料 16-2-8】 実習施設との議事録

【資料 16-2-9】 リカレント研修案内

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-6

助産師教育課程は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

<評価結果の根拠・分析>

病院 8 施設、助産所 4 施設の計 12 施設を実習施設として確保しており、実習科目の目的に合致した実習施設を整備している。実習施設の分娩状況に応じて、学生 1 名が病院 2～3 施設、助産所 1 施設で実習を経験している。

根拠：

【調書 2 表 7】実習施設別概要：設備及び備品の整備等

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-7

リスクマネジメントとして、実習時に発生する傷害・損害への予防や対策が施され、また、感染等に対する予防策や発生時の指針が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

ワクチン接種や学生保険への加入、事故等発生時の連絡体制などが定められ、実習要項に示されている。また、実習時に発生する傷害・損害への対策が施され、感染等に対する予防策や発生時の対応も整備されている。

根拠：

【資料 1】学生ハンドブック p.113, pp.144～148

【資料 3-2】看護学部実習要綱 pp.6～11, p.14

<評価結果>

評価基準に適合している。

2-4 成績評価および助産師教育課程の卒業要件

基準 2-4-1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、公正に成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

<評価結果の根拠・分析>

- (1) 成績評価の基準は学生ハンドブックに記載されており、1年次の入学オリエンテーション時、助産師教育課程科目のオリエンテーション時、および各科目の初講時に学生に周知されている。また、助産師教育課程科目のシラバスには単位認定基準、得点の構成要素および配分が明記されている。
- (2) 成績判定は、月1回定例の母性看護学・助産学領域会議にて妥当性を審議して決定している。その際、試験の難易度や成績評価の適切性も検討されている。
- (3) すべての科目に追試験及び再試験の機会を保障し、本試験から再試験までの学習時間の確保も考慮している。技術試験前にはオリエンテーションを行い、試験内容や範囲制限時間、注意点、合格判定基準について説明している。1名の学生に対し、2名の教員が試験監督として評価をする。合格基準は、100点満点の75点以上とし、試験後に会議を持ち、得点の妥当性を確認して、成績を決定している。

以上より、3点の基準を満たしている。

根拠：

【資料 6-1】学則 第29 条

【資料 3-1】シラバス

【資料 16-2-10】実技試験アナウンス資料

【資料 16-2-11】実技試験の基準（分娩介助、出生直後の新生児ケア）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-4-2

助産師教育課程の卒業要件は、助産師教育課程に定められた単位数を満たすものであること。

<評価結果の根拠・分析>

学士課程における助産師教育課程では、卒業要件はまず看護基礎教育の大学卒業要件を満たし、そのうえで、助産師教育課程で定められた単位数（31単位）修得する必要がある。これらは大学学則に定められており、規程を満たしている。

根拠：

【資料 6-1】学則 第 25 条 別表第 1-5

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-4-3

成績評価は、学生にフィードバックされていること。学生の評価に対する疑問や不服について申し出ることができる体制を整えていること。

<評価結果の根拠・分析>

成績評価は各科目責任者から学生にフィードバックされている。成績に疑義が生じた場合には、2週間以内に科目責任者に疑義照会が可能であることが学生ハンドブックに記載され、学生に周知されている。

根拠：

【資料 1】学生ハンドブック p.26～27

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-4-4

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な研究および研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD・SD体制）が整備され、実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

大学として組織的な FD・SD 活動が実施されている。教員は、関連学会や研修への参加

に、大学から配分される研究費を充当できる。また、大学が機関会員となっている全国助産師教育協議会の総会や研修会には、大学から経費が支給され、出張として参加が可能である。

教学センターにおいて学生の授業評価を実施している。さらに他の教員による第三者評価としての公開授業が継続的に実施されており、評価がフィードバックされる。これらの結果を、教員は教育改善に役立てている。

実習施設からは実習終了後の総括の機会に意見を得ており、助産所に関しては記名式のアンケート調査を行い、教育改善に役立てている。

根拠：

【資料 7-3】 FD 研修会資料

【資料 16-2-12】 公開授業実施要領

【資料 16-2-13】 授業アンケート実施要領

<評価結果>

評価基準に適合している。

第3章 志願者選抜

3-1 志願者選抜

基準 3-1-1

助産師教育課程は、志願者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、助産師教育課程の理念・目的に照らして、適切な選抜方針（アドミッション・ポリシー）、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

<評価結果の根拠・分析>

志願者選抜は、学部長と母性看護学・助産学領域教員、および教学センターで実施本部が組織され、厳正に実施されている。2024年3月の選抜試験より、学部長、母性看護学・助産学領域教員に加え、他領域の教員も面接試験担当者に加わり、多角的視点から面接評価を実施している。

大学ホームページ、大学案内、進学説明会、オープンキャンパスなどで、助産師教育課程の理念・目的、選抜方針、選抜基準、選抜手続き等が公表され、学生は入学前より情報入手することができる。

2年次2月には、選抜試験受験希望者を対象に説明会が実施され、具体的な選抜方法や手続きが説明されている。

根拠：

【資料 1】 学生ハンドブック p.75～76

【資料 2-1】 大学案内

【資料 2-2】 助産選抜試験の案内資料

【資料 16-3-1】 助産選抜試験実施要領

【資料 16-3-2】 試験監督要綱

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 3-1-2

志願者選抜にあたっては、助産師教育課程において教育を受けるために必要な志願者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産師教育課程のアドミッション・ポリシーには、助産師を志す意思を持つこと、基礎学力や看護学の基礎的知識を備えていること、協調性があり他者とコミュニケーションがとれること、豊かな人間性と看護を基盤とした倫理観を有すること、社会への関心と地域の母子保健、周産期医療に貢献しようとする意欲があることが掲げられ、選抜試験はこの要素を網羅する内容で構成されている。

選抜試験は、筆記試験（母性保健医療学演習・母性看護対象論）、これまで履修したすべての科目の成績、面接試験（個人およびグループディスカッション）を通じて総合的に評価している。面接試験は数値化された評価基準に基づき、客観的評価を行っている。

根拠：

【調書 1 表II-1】 教育目的・教育目標・3 つのポリシー

【資料 1】 学生ハンドブック p.75～76

【資料 16-3-1】 助産選抜試験実施要領

【資料 16-3-3】 面接とグループディスカッション評価表

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 3-1-3

志願者選抜は選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

<評価結果の根拠・分析>

選抜試験は「助産選抜試験実施要領」に沿って実施される。

2年次12月に受験希望者に説明会を開催し、試験実施1か月前の1週間を出願申請期間としている。

選抜試験実施後、母性看護学・助産学領域教員と面接を担当した他の領域教員で合否判定案が作成される。

作成案をもとに看護学部教授会にて合否の判定が審議され、合格者が決定される。

根拠：

【資料 16-3-1】 助産選抜試験実施要領

【資料 16-3-2】 試験監督要領

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 3-1-4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

<評価結果の根拠・分析>

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法については、毎年、母性看護学・助産学領域会議において検討され、学内選抜に関する案を作成し、看護学部教授会において審議し、決定されている。内規に関わる内容はさらに大学協議会で審議され、学長による決定となっている。いずれの会議も月1回開催されており、恒常的に学生の受け入れのあり方を検証・改善できる体制が確立されている。

根拠：

【資料 7-1】 教授会議事録（令和6年度7月）

<評価結果>

評価基準に適合している。

3-2 選抜定員と在籍者数

基準 3-2-1

助産師教育課程の在籍者数については、定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産師教育課程の定員は7名で（令和元年度より）、令和2年度から令和6年度の合格者は毎年7名である。令和5年度は、体調不良を理由に履修取り消し者が1名生じた。志願者数は、令和2年度から令和6年度に8名から21名であり、一定数の学生を確保できている。

助産師教育課程のカリキュラムが過密であるため、学生に対しては密に学習相談や個別指導、面談の機会を設け、学修状況の改善やメンタルケアに努めている。

根拠：

【調書2表8】学生定員及び在籍学生数

【調書2表9】志願者・合格者・入学者数の推移

【調書2表10】留年者・退学者数

【資料1】学生ハンドブック p.75～76

<評価結果>

評価基準に適合している。

第4章 学生への支援体制

4-1 学修支援

基準 4-1-1

学生が在学期間中に助産師教育課程の履修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、助産師教育課程の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分に なされていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産師教育課程選抜試験合格者には丁寧にオリエンテーションが行われている。また、3年次後期の助産集中講義の初日にも履修について説明が実施されている。

母性看護学・助産学領域教員は、助産学実習の指導だけではなく看護研究、妊娠期から産褥期の各種保健指導案作成、継続事例実習における妊婦健康診査の助産計画・助産診断などの指導も担当する。

助産学実習では、学生1～2名を教員1～2名が担当し、実習での課題や到達度、心身の

状態に配慮し、臨地実習指導者と課題を共有しながら指導に当たっている。教員間でも、随時実習の状況が共有されている。

さらに、他の看護学部教員がアカデミック・アドバイザーとなっているため、学生は母性看護学・助産学領域教員以外からも助言や指導を受けることができる。

各教員のオフィスアワーは、大学のウェブ掲示板上で確認でき、学生はそれを閲覧して、必要に応じて相談の機会を持つことが可能である。オフィスアワー以外も学生の求めに応じて、教員に連絡を取り、学習相談や助言が行われている。

根拠：

【資料 16-4-1】オリエンテーション日程表

【資料 16-4-2】教員のオフィスアワー一覧

【資料 16-4-3】国家試験対策計画表

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

助産学実習では、各教員は1～2名の学生に対して、実習での課題や到達度、心身の状態等に配慮しながら丁寧に指導に当たっている。臨地実習指導者や教員間でも、随時実習の状況が共有されている。加えて、他の看護学部教員がアカデミック・アドバイザーとなっており、学生は助産師教育課程の担当教員以外からも助言や指導を受けることができる。学生は、大学のウェブ掲示板上で教員のオフィスアワーを確認し、必要に応じて相談の機会を持つことが可能である。オフィスアワー以外も学生の求めに応じて、教員に連絡を取り、学習相談や助言が行われている。学生個々に対して、履修に専念できるように細やかな指導、相談体制がとられている。

4-2 生活支援等

基準 4-2-1

学生が在学期間中に助産師教育課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

学内の学業成績優秀者奨学金（給付型）に加えて、学外の奨学金（給付型、貸与型）が複数ある。教育ローンの貸与も利用可能である。

利用実態としては、学業優秀者奨学金 2 名、日本学生支援機構（給付）3 名、日本学生支援機構（貸与無利子）1 名、日本学生支援機構（貸与有利子）3 名、その他の奨学金 3 名であり、奨学金は積極的に活用されている。

これらの情報は大学ホームページや学生ハンドブックに記載されており、他の奨学金制度の案内は随時掲示が行われている。

根拠：

【調書 2 表 11】奨学金給付・貸与状況

【調書 2 表 12】授業料等の減免の状況

【資料 1】学生ハンドブック p.86～91

【資料 16-4-4】成績優秀者奨学金規程

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 4-2-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室（カウンセラー等）を設置するなど必要な相談・助言体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

看護師が常駐する健康管理室があり、定期健康診断のほか、随時健康相談に応じている。感染症については大学入学時から抗体価の検査を実施し、実習までに必要な基準に達するように指導する体制がとられている。助産師教育課程履修者には、4 年次 4 月にすべての抗体価検査を再検し、助産学実習に臨ませている。

学生相談室には臨床心理士によるカウンセリングルームが開室されており、学生の悩みや相談に応じている。

ハラスメントに関しては「ハラスメント防止等に関する規程」により、ハラスメント防止・対策委員会が設置され、ハラスメント被害の相談に対応する体制がとられている。ハラスメントについては入学時に講和を実施し、学生に周知されている。

また、学生の意見を学長に直接伝える「学長直行便」が設置されており、学生は直接学長に相談や大学改善に関する意見を伝えることができる。

これらの体制については学生ハンドブックに記載されている。

根拠：

【資料 1】学生ハンドブック p.85, p.93, p.113, p.144～148

【資料 13】 カウンセリングルーム案内

【資料 3-2】 看護学部実習要綱 p.6～8

【資料 16-4-5】 学長直行便

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 4-2-3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

学内に学修キャリア総合支援センター委員会が設置されており、看護学部内の教員 1 名が就職支援委員を務めている。看護学部学生委員会でも学生の就職支援を行っており、学修・キャリア総合支援センターと連携して、学生の就職支援が行われている。

学修・キャリア総合支援センターでは、模擬面接の実施、履歴書の添削、病院に関する資料の提供や相談など、就職活動に対する支援が実施されている。

助産師教育課程においては教員が学生の能力や適性、志望状況に応じて随時相談に応じている。近年は、近畿圏内の看護系大学の増加や少子化による周産期医療施設の減少などから助産師の就職状況は厳しさを増しており、早期の就職内定の支援が求められている。

具体的には、3 年次 6 月に学修キャリアセンターによる就職ガイダンスが、3 年次 2 月に学内合同就職説明会が実施されている。その他、随時、学修キャリアセンターにおいて模擬面接の実施、履歴書添削、病院等資料の提供、個別相談などの就職支援が行われている。

根拠：

【調書 2 表 3-①】 卒業生の進路状況

【資料 1】 学生ハンドブック p.96～97

【資料 16-1-3】 卒業生の就職先および活動状況

【資料 16-4-6】 学修・キャリア総合支援センター委員会規程

【資料 16-4-7】 就職行事日程

<評価結果>

評価基準に適合している。

第5章 教員組織

5-1 教員の資格と評価

基準 5-1-1

助産師教育課程においては、規模に応じて、教育上必要な教員が置かれていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産師教育課程を担当する教員 6 名（全員が母性看護学を担当、うち 1 名は看護学研究科を兼担）が指導に当たっている。設置基準上必要専任教員数は 3 名であり、教育上必要な教員はおかれている。

根拠：

【調書 2 表 13】教員組織

【調書 2 表 15】専任教員年齢構成

【調書 2 表 17】教員の教育・研究業績

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

教育上必要な教員数は配置されているが、助産師教育課程のカリキュラムが過密であり、実習延長等による時間外の対応も求められていることから、教員の勤務時間や時間外労働の調整、研究時間の確保などを考慮し、中長期的視点で教員増員の検討が望まれる。

基準 5-1-2

助産師教育課程において教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として置かれていること。

- (1) 大学設置基準の第 14 条から第 16 条に規定された、教育・研究上の業績を有する者。
 - (2) 助産に関する実務上の知識および能力、経験を有する者
-

<評価結果の根拠・分析>

助産師教育課程を担当する教員は 6 名（全員が母性看護学担当、うち 1 名は看護学研究科を兼担）の学位は博士 2 名、修士 4 名で、全員が看護師・助産師の資格を有しており、実務経験年数は 9～29 年、教育経験年数は 4～20 年である。

全員が大学設置基準第 14 条から第 16 条に規定される条件を満たしており、助産に関する実務上の知識及び能力、経験を有している。

根拠：

【調書 2 表 17】教員の教育・研究業績

【資料 6-3-1】千里金蘭大学 人事委員会規程

【資料 6-3-2】教員人事の手続きに係る細則

【資料 6-3-3】教員の採用及び昇任に関する資格判定基準

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5-1-3

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

教員の採用や承認に関して、教育上の指導能力等を適切に評価するための内規等は整備されている。

助産師教育課程を担当する教員の年齢は、2名が60歳代、4名が50歳代と偏りが認められる。今後の教員採用や昇任に関しては、助産師教育課程の継続性を考慮し、計画的かつ組織的な検討が求められる。

根拠：

【資料 6-3-1】千里金蘭大学 人事委員会規程

【資料 6-3-2】教員人事の手続きに係る細則

【資料 6-3-3】教員の採用及び昇任に関する資格判定基準

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

教員の年齢は、2名が60歳代、4名が50歳代と偏りがあることから、今後の教員採用や昇任に関しては、長期的な視野に立って助産師教育課程の教育の質の維持・向上のために、計画的かつ組織的な取り組みが必要である。

5-2 専任教員の配置と構成

基準 5-2-1

保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、助産師の資格を有する専任教員が3名以上置かれていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産師の資格を有する専任教員6名が配置されている。

根拠：

- 【調書2 表14】各教員の授業担当
- 【調書2 表17】教員の教育・研究業績
- 【調書2 表18】各教員別授業担当科目及び時間数

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5-2-2

基準 5-2-1 で規定される専任教員は、適切な担当科目に配置されていること。

<評価結果の根拠・分析>

担当科目は、教授11科目（かつ研究科兼任）、准教授12～13科目、助教9～11科目であり、職位や教育経験、実務経験に応じて適切に科目を担当している。

助産学実習は教員6名全員で担当するため、助産診断・技術学の分娩期演習は全員で担当するなど、一貫した指導ができるよう体制を整えている。

根拠：

- 【調書2 表14】各教員の授業担当
- 【調書2 表16】専任教員の平均授業時間
- 【調書2 表17】教員の教育・研究業績
- 【調書2 表18】各教員別授業担当科目及び時間数

<評価結果>

評価基準に適合している。

第6章 施設、設備および図書館等

6-1 施設の整備

基準 6-1-1

助産師教育課程には、その規模に応じて、教員による教育および研究ならびに学生の学修その他、当該助産師教育課程の運営に必要で十分な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

<評価結果の根拠・分析>

共用施設に加え、専用の講義室1室、実習室1室を有している。実習室には分娩台3台、沐浴槽10台を設置、畳のスペースもあり、実習に備え多様な演習に対応できるように作られている。また、健康教育で使用する教材や物品も備えられていた。講義室、実習室に加え図書室にも学生がグループワークや自己学習に使用できるスペース（自習室・ラーニングコモンズ）が確保され、学習に集中できる環境が整えられている。

教員に対し、研究室が設置されている。研究室を共有している教員もいるが、同じ階に談話室があり、個別指導やゼミに活用されている。教員が研究や授業準備、学生の指導にあたるための施設を備えている。

根拠：

【資料 16-6-1】校舎の配置

【資料 16-6-2】校舎等建物平面図

【調書 2 表 19】講義室・演習室などの面積・規模

【調書 2 表 20】専任教員の研究室

<評価結果>

評価基準に適合している。

6-2 設備の整備

基準 6-2-1

助産師教育課程には、教員による教育および研究ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

講義室と実習室にも、パソコン、プロジェクター、スクリーンなどが設置され、様々な学習方法に対応できるよう整備されている。演習室には分娩台、沐浴槽、インファントウオー

マー、助産演習に必要な模型などがいつでも使用できるように整えられている。視聴覚教材、図書の配置などもあり、教育支援設備が備わっている。研究に関しても、学術論文検索データベースへ制限なくアクセスできるようになっている。

根拠：

【資料 16-6-3】 看護師等養成所の運営に関する指導要領（機械器具等）

【調書 2 表 21】 教育研究のための機器・設備の数

<評価結果>

評価基準に適合している。

6-3 図書室の整備

基準 6-3-1

図書館には学生の学習および教員の教育・研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書館の開館時間は学生の学習および教員の教育・研究のために、十分に確保されていること。

<評価結果の根拠・分析>

蔵書、雑誌、視聴覚資料、電子ジャーナルと、学習および教育・研究に必要な図書システムが整備され、専門書以外でも、育児関連、レシピ本など、保健指導において参考となる書籍も配置されている。また、書籍購入に関しては、学生の希望も取り入れられている。貸し出し利用が重なる書籍に関しては、複数冊を用意するなど配慮されている。開館時間は、平日は9時から19時10分、土曜日は10時から16時までとなっており、最終授業終了後や、土曜日も学習できる環境が整備されている。国家試験前など学生から要望があれば、開館時間の延長に関しても柔軟に対応されており、学生の利便性が考慮されている。

根拠：

【資料 16-6-4】 千里金蘭大学 附属図書館規程

【調書 2 表 22】 図書・資料の所蔵数

【調書 2 表 23】 図書館に備えられた機器のリスト

<評価結果>

評価基準に適合している。

第7章 点検・評価

7-1 結果の公表

基準 7-1-1

助産師教育課程における教育活動等の水準の維持向上を図り、その教育活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表していること。

<評価結果の根拠・分析>

助産教育課程の、教育内容・方法、学習成果、教育支援体制などについて、日本助産評価機構の「年次報告書」の構成に準拠した自己点検・評価が毎年度実施され、結果については、ホームページ（情報公開ページ）で広く公表されている。教育の水準維持と改善への取り組みがなされている。

根拠：

【資料 16-7-1】助産師教育課程年次報告書

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

助産師教育課程の水準の維持向上を図るため、自己点検評価に加え、助産師教育課程の外部評価を継続して受審しようとする姿勢は高く評価できる。

7-2 実施体制の整備

基準 7-2-1

自己点検および評価を行うにあたっては、その趣旨に即し、適切な項目を設定するとともに、適切な実施体制が整えられていること。

<評価結果の根拠・分析>

自己点検・評価の実施体制は、助産師教育課程担当教員が項目ごとに自己点検を行い、その内容を共有し、検討している。点検結果は、教育内容の見直しや改善につなげられている。

根拠：

【資料 16-7-1】助産師教育課程年次報告書

<評価結果>

評価基準に適合している。

千里金蘭大学に対する評価スケジュール

2024年（令和6）年

10月1日 学士課程における助産師教育課程認証評価説明会の開催

2025（令和7）年

1月23日 千里金蘭大学からの「学士課程における助産師教育課程認証評価申請書」を受理

6月30日 千里金蘭大学より「自己点検評価報告書」及び必要書類の提出

7月1日～10月20日 本機構評価チームにて「調査報告書（案1）」作成

8月1日 本機構評価チーム会議（第1回）にて「調査報告書（案1）」検討

8月25日 本機構評価チーム会議（第2回）にて「調査報告書（案1）」検討

9月2日 千里金蘭大学へ「現地調査に関わる資料」「質問事項」等を送付

9月30日 千里金蘭大学より「質問事項に対する回答」「追加資料」等の提出

10月21日 千里金蘭大学への現地調査実施

10月22日～11月21日 本機構評価チームにて「調査報告書（案2）」作成

11月10日 本機構評価チーム会議（第3回）にて「調査報告書（案2）」検討

12月15日 本機構評価委員会にて「調査報告書（案2）」検討

12月15日～12月21日 本機構評価チームにて「評価報告書（原案）」検討

12月22日 千里金蘭大学へ「評価報告書（原案）」を送付

2026（令和8）年

1月23日 千里金蘭大学より「評価報告書（原案）」についての意見申立の提出

1月23日～2月8日 本機構評価委員会にて「評価報告書（原案）」修正の検討

2月17日 本機構認証評価評議会にて「評価報告書」検討・承認

3月24日 本機構理事会にて認証評価評議会結果の報告・承認

3月24日 認定（認定期間 2026年4月1日～2031年3月31日）

千里金蘭大学 提出資料一覧

- ・ 学生ハンドブック 2025（令和7年度）
- ・ 大学案内
- ・ 助産師選抜試験の案内資料
- ・ 学生ハンドブック
- ・ シラバス
- ・ 看護学部実習要綱
- ・ 助産学実習要項（助産実習記録 分娩期）
- ・ 履修規程
- ・ 助産科目年間スケジュール
- ・ 助産科目時間割
- ・ 規程集
- ・ 千里金蘭大学学則
- ・ 教授会規程
- ・ 教務委員会規程
- ・ 人事委員会規程
- ・ 教員人事の手續きに係る細則
- ・ 教員の採用及び昇任に関する資格判定基準
- ・ 学長選任規程
- ・ 学長候補者選考規程
- ・ 学部長選任規程
- ・ 内部質保証・IR推進委員会規程
- ・ ハラスメント防止等に関する規程
- ・ 学校法人金蘭会学園寄付行為
- ・ 役員一覧
- ・ 看護学部教授会議事録
- ・ 母助領域会議議事録
- ・ FD研修会資料
- ・ 令和6年度自己点検評価報告書
- ・ 図書館利用のしおり
- ・ カウセリングルーム案内
- ・ 2024年度度計算書類（決算）
- ・ 千里金蘭大学ホームページ記載の3ポリシー
- ・ 教育課程と指定規則との対比表
- ・ 卒業生の進路状況
- ・ オリエンテーション資料
- ・ 令和元年度より取り入れた資格取得 NCPR

- ・母性看護学実習要項
- ・分娩介助実習の到達度の考え方
- ・教員・実習学生のプロフィール帳
- ・助産学実習計画表
- ・2024年助産学実習総括
- ・実習施設との議事録
- ・リカレント研修案内
- ・実技試験アナウンス資料
- ・実技試験の基準（分娩介助、出生直後の新生児ケア）
- ・公開授業実施要領
- ・授業アンケート実施要領
- ・助産所実習終了後調査票
- ・FD・SD 委員会規程
- ・助産選抜試験実施要領
- ・試験監督要領
- ・面接とグループディスカッション評価表
- ・オリエンテーション日程表
- ・教員のオフィスアワー一覧
- ・国家試験対策計画表
- ・成績優秀者奨学金規程
- ・学長直行便
- ・キャリア支援委員会規程
- ・就職行事日程
- ・校舎の配置
- ・校舎等建物平面図
- ・看護師等養成所の運営に関する指導要領（機械器具等）
- ・千里金蘭大学 附属図書館規程
- ・学士課程における助産師教育課程年次報告書（令和6年6月）
- ・千里金蘭大学ホームページ 認証評価／外部評価／自己点検・評価
- ・助産師教育課程1期生～10期生就職実績
- ・令和7年度後期時間割（看護学部のみ抜粋）
- ・令和7年度前期時間割（看護学部のみ抜粋）
- ・令和7年7月教授会資料 令和8年度「助産師受験資格科目」履修選考試験 実施要領（案）
- ・令和7年7月教授会教授会 議事録

2025（令和7）年度学士課程における助産師教育課程評価関連 委員会等名簿

2025（令和7）年度 一般財団法人日本助産評価機構
理事会名簿

理 事 ・ 監 事

役 職	氏 名	所属等
理事長	堀内 成子	聖路加国際大学 学長
理 事	内田 朋子	東京女子医科大学附属足立医療センター 副看護部長
理 事	江藤 宏美	長崎大学 教授
理 事	小川 久貴子	東京女子医科大学 教授
理 事	小黒 道子	東京医療保健大学 教授
理 事	小柳 弘恵	やんばる希望ヶ丘助産院 院長
理 事	高田 昌代	たかだ助産所／たかだこどもクリニック 助産師
理 事	砥石 和子	成城木下病院 助産師
理 事	布施 明美	医療法人産育会 堀病院 看護部長
理 事	正岡 経子	札幌医科大学 教授
理 事	村上 明美	神奈川県立保健福祉大学 学長
理 事	村田 佐登美	助産師
監 事	毛利 多恵子	毛利助産所 所長
監 事	石川 紀子	愛育クリニック・ 愛育産後ケア子育てステーション 看護部長

評 議 員

役 職	氏 名	所属等
評議員	井村 真澄	日本赤十字看護大学 教授
評議員	井本 寛子	日本看護協会 常任理事
評議員	恵美須 文枝	東京都立大学 名誉教授
評議員	島田 真理恵	上智大学 教授

2025（令和7）年度 一般財団法人日本助産評価機構 助産教育認証評価部
 認証評価評議会名簿

認証評価評議員

分野	氏名	所属等
教育	島田 啓子	金沢大学 名誉教授
教育	福井 トシ子	国際医療福祉大学大学院 副大学院長
教育	渡邊 典子	新潟青陵大学 副学長
実践	中根 直子	日本赤十字社医療センター 助産師
実践	永森 久美子	公益社団法人日本助産師会 世田谷区立産後ケアセンター（世田谷区委託）助産師
実践	堀内 成子	聖路加国際大学 学長
有識者	高岡 香	横浜エルム法律事務所 弁護士
有識者	田村 正徳	埼玉医科大学総合医療センター 名誉教授
有識者	土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 名誉教授

2025（令和7）年度 一般財団法人日本助産評価機構 助産教育認証評価部
評価委員会名簿

評 価 委 員

分 野	氏 名	所属等
教育評価部 部長	江藤 宏美	長崎大学 教授
教 育	白石 三恵	大阪大学 教授
教 育	武田 江里子	浜松医科大学 教授
教 育	谷口 千絵	神奈川県立保健福祉大学 教授
教 育	春名 めぐみ	東京大学 教授
教 育	蛭田 明子	湘南鎌倉医療大学 教授
教 育	藤井 ひろみ	大手前大学 教授
教 育	正岡 経子	札幌医科大学 教授
教 育	眞鍋 えみ子	同志社女子大学 教授
実 践	松本 弘子	医療法人社団理弘会岩倉病院 看護部長

2025（令和7）年度 一般財団法人日本助産評価機構 助産教育認証評価部
評価チーム名簿

千里金蘭大学 評価チーム 評価員

役 職	氏 名	所属等
主 査	村上 明美	神奈川県立保健福祉大学 学長
副 査	服部 律子	奈良学園大学 副学長
評価員	駒井 江里	神戸市立西神戸医療センター 外来西師長

愛仁会看護助産専門学校大学 評価チーム 評価員

役 職	氏 名	所属等
主 査	眞鍋 えみ子	同志社女子大学 教授
副 査	野原 留美	香川大学 准教授
評価員	杉原 真理	産後ケアハウス杉原 hare 代表

2025 年度 千里金蘭大学
学士課程における助産師教育課程評価
評価報告書

一般財団法人日本助産評価機構
助産教育認証評価部

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 7-9-202

<https://www.josan-hyoka.org/>

[TEL] 03-6228-5539

[E-Mail] jime@josan-hyoka.org



2025 年度 千里金蘭大学
学士課程における助産師教育課程評価
評価報告書

一般財団法人日本助産評価機構
助産教育認証評価部

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 7-9-202

<https://www.josan-hyoka.org/>

[TEL] 03-6228-5539